

# 江東区社会福祉協議会福祉団体等活動助成要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、区民が自主的に地域福祉向上・充実を図ることを目的に結成した団体等の地域福祉活動に対し、その運営及び事業活動への助成を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

## (助成対象団体)

第2条 この助成金の交付対象は、次に掲げる条件すべてを満たす福祉団体等を交付対象とする。

- (1) 江東区社会福祉協議会の活動に理解があり、協力する団体であること。
- (2) 江東区社会福祉協議会の一般会員（賛助会員または特別会員）である団体であること。
- (3) 団体の所在地が区内にあり、区民の福祉向上を図ることを目的とした活動を行っていること。
- (4) 構成員10名以上からなる団体であり、会費を徴収し、会則、規約を有し、毎年予算・決算書を作成していること。
- (5) 地域福祉の向上に寄与する活動を、1年以上継続して行っていること。
- (6) 江東区社会福祉協議会が実施している他の助成または補助を受けていないこと。
- (7) 営利又は特定の政治・宗教活動に関する活動を目的としない団体であること。
- (8) ただし、社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、特に必要と認める場合はこの限りではない。

## (助成の種類)

第3条 助成対象団体としての条件を満たす福祉団体等に対し、その運営に必要な経費の一部を助成する。

## (助成額)

第4条 助成は予算の範囲内で行い、助成額は別表で定める基準によるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする福祉団体等は、福祉団体等助成金交付申請書(第1号様式)に掲げる関係書類を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) 会則、規約又はそれに準じるもの
- (2) 会員名簿
- (3) 事業計画書及び収入支出予算書
- (4) 前年度の事業報告書及び収入支出決算書
- (5) その他会長が必要と認める書類

(福祉団体等活動助成審査会)

第6条 福祉団体等活動助成事業の公平性を保持し、事業効果向上を図るため、福祉団体等活動助成審査会を設置する。

2 福祉団体等活動助成審査会に関する要綱は、別に定める。

(助成の決定)

第7条 本要綱による助成の決定は、第6条に定める福祉団体等活動助成審査会の議を経て、助成の可否及び助成額を決定する。

(決定の通知)

第8条 助成を決定したときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請者は、速やかに助成金の請求書を提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 会長は交付決定を受けた団体等が、次の各号の一に該当したときは、交付決定を取消することができる。

- (1) 助成金を目的外の他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請があったとき。

(助成金の返還)

第10条 前条の規定により、交付の決定を取消したときは、既に交付した助成金の全額又は一部の返還を命じることができる。

(委 任)

第 11 条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



第1号様式

令和 年 月 日

社会福祉法人

江東区社会福祉協議会会長殿

団体・施設名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先 \_\_\_\_\_

## 福祉団体等助成金交付申請書

令和 年度の福祉団体等活動助成金交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 助成金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 提出書類

- (1) 令和 年度事業（活動）計画書および収支予算書
- (2) 令和 年度事業（活動）報告書および収支決算書
- (3) 会員名簿
- (4) 会則、規約又はこれに準ずるもの
- (5) その他会長が必要と認める書類

様

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会  
会長 印

### 助成金交付決定通知書

申請のありました令和 年度の福祉団体等助成金交付について、助成審査会において下記のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、お手数ですが別紙「福祉団体等助成金交付請求書」によりご請求ください。

#### 記

運営費助成金 \_\_\_\_\_ 円

1 団 体 の 基 本 額			
区内 在住 の 会員数 (人) による 加算額	10 ~100	20,000	
	101~200	30,000	
	201~300	40,000	
	301~400	50,000	
	401~500	60,000	
	501~550	70,000	
	551~600	80,000	
	601~650	90,000	
	651~700	100,000	
	701以上	110,000	

- ※ 助成金交付方法
- ・銀行振込により、助成金を交付します。
  - ・同封の助成金交付請求書に団体名・代表者氏名・住所を記入、押印し、振込先を記入して下さい。(団体名・代表者名の口座に限ります。)
  - ・請求書、ご指定口座の通帳のコピー(口座番号、名義人名等が書かれている欄)を 月 日 ( ) までにご提出ください(郵送可)
  - ・ご指定口座の記入が間違っていますと振込ができません。通帳のコピーは振込先確認のために使用しますので提出にご協力ください。
  - ・請求書を確認次第、月末日までに振込を行います。
  - ・口座名の記入漏れ等により、再振込を行う際に発生した振込手数料等は、助成金から差し引かせていただきます。

※ 請求書提出先 〒135-0016 江東区東陽 6-2-17 高齢者総合福祉センター2F  
江東区社会福祉協議会 福祉サービス課

助成金交付申請に伴い提出されたすべての資料は、助成審査および助成金交付のためだけに使用し、他の目的には使用いたしません。